

株式会社テルム中間処理施設設置事業
環境影響評価方法書に係る答申

平成15年12月

横浜市環境影響評価審査会

平成15年12月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市環境影響評価審査会

会長 猪狩 庸祐

株式会社テルム中間処理施設設置事業環境影響
評価方法書に関する調査審議について（答申）

平成15年11月7日環保環審第102号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、本件に係る方法意見書の作成にあたっては、当審査会で指摘した事項について十分に配慮されるよう申し添えます。

1 全般的事項

株式会社テルム中間処理施設設置事業（以下「本事業」という。）は、株式会社テルムが横浜市鶴見区寛政町143番に産業廃棄物処理施設を設置するもので、横浜市環境影響評価条例に規定する対象事業である。

本事業者は、特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、平成13年度から、同法の対象となる4品目のうち、「ユニット型エアコンディショナー」「テレビジョン受信機」「電気洗濯機」の3品目についてリサイクル事業を行ってきた。本事業においては、リサイクル事業の対象品目として「電気冷蔵庫」を追加すること、及び、これまで行ってきた「電気洗濯機」の廃プラスチックのリサイクル率を向上させること、の2点を目的として新たに破碎施設を設置する。

本事業の計画地は、工業地域に位置しているが、周辺には、中学校、高等学校、住居及び地区公園がある。このような地域特性から、環境影響評価項目の選定、調査及び予測の手法の選択を適切に行い、環境影響評価を実施する必要がある。

2 個別的事項

(1) 環境影響評価項目

ア 供用時

(ア) 大気汚染

破碎及び圧延工程で発生する粉じんの飛散防止対策について準備書に記載すること。

(イ) 廃棄物・発生土

「非鉄」及び「ダスト」の内訳と発生量について準備書に記載すること。

(ウ) 安全（火災・爆発）

a 可燃物の保管量について準備書に記載すること。

b 蛍光管が事故等によって破損した場合における作業環境の安全対策について準備書に記載すること。

(I) その他

フロン類以外の冷媒等を使用した冷蔵庫への対応について準備書に記載すること。

横浜市環境影響評価審査会の調査審議経過

平成15年 9月 2日 施設見学

平成15年11月 7日 事業者説明(環境影響評価方法書)及び審議

平成15年11月27日 事業者説明(補足資料)、事務局説明(検討事項一覧)及び審議

平成15年12月16日 事務局説明(審査会答申案)及び審議

事業者が提出した補足資料

- 1 非鉄金属の内訳等について
- 2 ダストの内容について
- 3 可燃物の内容、保管量、保管日数について
- 4 次世代冷媒、発泡剤に対する対応について

横浜市環境影響評価審査会委員

猪 狩 庸 祐	猪狩庸祐法律事務所
今 井 五 郎	横浜国立大学
大 蔵 泉	横浜国立大学
小 沢 弘 子	小沢弘子法律事務所
工 藤 信 之	東京農工大学
猿 田 勝 美	神奈川大学
田 丸 重 彦	東海大学
田 村 美 幸	公共の色彩を考える会
土 井 陸 雄	横浜市立大学
野 知 啓 子	関東学院大学
広 谷 浩 子	神奈川県立生命の星・地球博物館
藤 原 一 繪	横浜国立大学
横 山 長 之	日本気象協会

会長 副会長 五十音順 敬称略